



鳥取県公報

平成14年12月27日(金)
第7447号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (639) (長寿社会課) 1
	指定居宅介護支援事業者の指定 (640) (＃) 3
	指定介護老人福祉施設の指定 (641) (＃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (2件) (642・643) (＃) ... 4
	介護老人保健施設の開設の許可 (644) (＃) 6
	大規模小売店舗の新設の届出 (645) (経済交流課) 6
	家畜伝染病の発生 (646) (畜産課) 8
	地籍調査に関する事業計画の変更 (647) (耕地課) 8
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (648) (管理課) 9
	県道の区域の変更 (649) (道路課)18
	県道の供用の開始 (650) (＃)18
教委告示	平成15年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項 (29) (高等学校課)18
公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (8) (地域課)20
調達公告	一般競争入札の実施 (防災危機管理課)21
	公募型指名競争入札の実施 (4件) (管理課)24

告 示

鳥取県告示第639号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日

社会福祉法人養寿会 理事長 廣江研	米子市上後藤三 丁目7 - 1	特定施設入所者生活 介護なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	特定施設入所 者生活介護	平成14年 4月1日
"	"	特定施設入所者生活 介護さかい幸朋苑	境港市誠道町2082	"	"
株式会社シーアンドエ ス 代表取締役 田本慎二	広島市中区加古 町13 - 12	さくらデイサービス なかやま	西伯郡中山町栄田 332	通所介護	"
日南町 町長 矢田治美	日野郡日南町生 山619	特別養護老人ホーム 日南町立日南石霞苑	日野郡日南町下石 見307 - 1	短期入所生活 介護	"
社会福祉法人温和会 理事長 森沢照秋	鳥取市吉岡温泉 町52 - 1	社会福祉法人温和会 ホームヘルプステー ション暖の里	鳥取市吉岡温泉町 52 - 1	訪問介護	平成14年 5月1日
とっとり福祉サービ ス 有限会社 代表取締役 四宮佑一	鳥取市行徳三丁 目317	とっとり福祉サービ スレンタル事業所	鳥取市行徳三丁目 317	福祉用具貸与	"
株式会社ヒョウゴナカ ムラ 代表取締役 中村常胤	東京都世田谷区 駒沢二丁目9 - 8	ケア・センターさわ やか	米子市皆生温泉一 丁目16 - 16	訪問介護	"
社会福祉法人鳥取福祉 会 理事長 清水志郎	鳥取市的場二丁 目1	グループホーム若葉 台緑の郷	鳥取市若葉台南四 丁目2 - 27	痴呆対応型共 同生活介護	平成14年 6月1日
特定非営利活動法人は あと&はんど 理事長 猪口はるみ	八頭郡河原町大 字佐貫771	特定非営利活動法人 はあと&はんど	八頭郡河原町大字 佐貫771	訪問介護	"
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉 町252	せいきょう倉吉診療 所デイケアかがやき 倉吉	倉吉市福庭町一丁 目225	通所リハビリ テーション	平成14年 7月1日
医療法人アスピオス 理事長 村江正名	鳥取市吉方温泉 一丁目653	ヘルパーステーショ ンまさたみの郷	鳥取市杉崎596	訪問介護	平成14年 7月25日
"	"	訪問介護ステーショ ンまさたみの郷	"	訪問看護	"
"	"	グループホームまさ たみの郷	"	痴呆対応型共 同生活介護	"
有限会社新生ケア・サー ビス 代表取締役 松原幸子	米子市吉岡65 - 4	有限会社新生ケア・ サービス訪問看護ス テーション	米子市吉岡65 - 4	訪問看護	平成14年 8月1日
医療法人社団悠々 理事長 矢崎誠一	米子市米原九丁 目3 - 10	ヒューマンケア「モ モの家」	米子市米原九丁目 3 - 10	通所介護	"
医療法人鳥取愛心会 理事長 徳田哲	東伯郡関金町大 字関金宿2710 - 1	医療法人鳥取愛心会 通所介護関金クリニッ ク	東伯郡関金町大字 関金宿2710 - 1	"	"
社会福祉法人麗明会 理事長 井上万吉男	西伯郡大山町安 原1118 - 1	ばんだの里指定通所 介護事業所	西伯郡大山町安原 1118 - 1	"	"

〃	〃	ばんだの里指定痴呆 対応型共同生活介護 事業所	〃	痴呆対応型共 同生活介護	〃
社会福祉法人ソウェル よどえ 理事長 河本弘文	西伯郡淀江町大 字淀江1075	グループホームいず みの苑	西伯郡淀江町大字 淀江1075	〃	〃
有限会社エス・テイ・ エヌ 代表取締役 遠藤信之	鳥取市今町一丁 目130	エスポワール	鳥取市今町一丁目 130	訪問介護	平成14年 8月20日
米子医療生活協同組合 理事長 清水旨伸	米子市博労町三 丁目80 - 1	米子医療生活協同組 合COOP訪問看護ス テーションなないろ	米子市博労町三丁 目80 - 1	訪問看護	平成14年 9月1日
株式会社ヒョウゴナカ ムラ 代表取締役 中村常胤	東京都世田谷区 駒沢二丁目9 - 8	デイサービスセンター さわやか	米子市皆生温泉一 丁目16 - 15	通所介護	〃
社会福祉法人萌生会 理事長 篠原顕一郎	日野郡溝口町長 山161 - 1	グループホームなご み	日野郡溝口町長山 171	痴呆対応型共 同生活介護	平成14年 9月30日
鳥取いなば農業協同組 合 代表理事組合長 中島 建	鳥取市湖山町東 五丁目261	J A 鳥取いなば福祉 センター	鳥取市湖山町東五 丁目261	訪問入浴介護	平成14年 10月1日
合資会社幸風 代表 福谷一郎	岩美郡岩美町大 字浦富3185 - 2	幸風デイサービスセ ンター	岩美郡岩美町大字 浦富3185 - 2	通所介護	〃
有限会社さかのケアサー ビス 代表取締役 坂野弘	倉吉市八屋203 - 7	さくら介護ステーショ ン倉吉	倉吉市八屋203 - 7	訪問介護	〃

鳥取県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦	東京都千代田区神田駿河台 2 - 9	アイリスケアセンター 米子	米子市加茂町二丁目 113	平成14年 4月1日
社会福祉法人温和会 理事長 森沢照秋	鳥取市吉岡温泉町52 - 1	社会福祉法人温和会居 宅介護支援センター暖 の里	鳥取市吉岡温泉町52 - 1	平成14年 5月1日
とっとり福祉サービス	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービス	鳥取市行徳三丁目	〃

有限会社 代表取締役 四宮佑一		ケアプラン事業所	317	
特定非営利活動法人は あと&はんど 理事長 猪口はるみ	八頭郡河原町大字佐貫771	特定非営利活動法人は あと&はんど	八頭郡河原町大字佐 貫771	"
有限会社ケアサービス 博愛 代表取締役 田光御船	鳥取市吉方温泉二丁目516	有限会社ケアサービス 博愛ケアプランセンター	鳥取市吉方温泉二丁 目516	平成14年 5月13日
有限会社大東工業 代表取締役 浜田一徳	境港市外江町1932 - 4	ファミリー・ケア支援 センター	境港市財ノ木町1060	平成14年 6月1日
医療法人アスピオス 理事長 村江正名	鳥取市吉方温泉一丁目653	居宅介護支援事業所ま さたみの郷	鳥取市杉崎596	平成14年 7月25日
株式会社ヒョウゴナカ ムラ 代表取締役 中村常胤	東京都世田谷区駒沢二丁目 9 - 8	さわやか居宅介護支援 事業所	米子市皆生温泉一丁 目16 - 16	平成14年 8月1日
医療法人社団藤井外科 医院 理事長 藤井卓	米子市奥谷1157	なるみ介護支援センター	米子市奥谷1157	"

鳥取県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
智頭町 町長 寺谷誠一郎	八頭郡智頭町大字智頭2072 - 1	智頭町立智頭心和苑	八頭郡智頭町大字智頭1928 - 1	平成14年 4月1日
日南町 町長 矢田治美	日野郡日南町生山619	特別養護老人ホーム日南町立日南石霞苑	日野郡日南町下石見307 - 1	"

鳥取県告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院 理事長 清水康之	米子市角盤町四丁目23	医療法人社団清水皮膚科形成外科医院法勝寺内科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺403	居宅医療管理指導	平成14年2月1日
医療法人社団岡崎内科医院 理事長 岡崎幸男	米子市上福原二丁目17 - 20	岡崎内科医院	米子市上福原二丁目17 - 20	訪問看護、居宅療養管理指導	平成14年4月1日
有限会社増谷慶一郎薬局 代表取締役 増谷立夫	米子市明治町131	増谷薬局蓮池店	境港市蓮池町102	居宅療養管理指導	〃
〃	〃	有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町1797	〃	〃
青戸一伯	米子市福市1668 - 7	ふくいちクリニック	米子市福市1668 - 7	〃	〃
有限会社なのはな薬局 代表取締役 三宅剛博	西伯郡岸本町大原930 - 2	なのはな薬局	西伯郡岸本町大原930 - 2	〃	〃
有限会社徳吉薬局 代表取締役 徳吉博康	鳥取市吉成南町一丁目27 - 9	東部薬局	鳥取市秋里723 - 4	〃	平成14年5月1日
医療法人ひまわり内科クリニック 理事長 谷口玲子	鳥取市雲山243 - 38	医療法人ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山243 - 38	〃	平成14年7月1日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉町252	せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目225	訪問看護	〃
岩崎和美	米子市上後藤六丁目5 - 11	いわさき皮膚科クリニック	米子市福市862 - 9	訪問看護、居宅療養管理指導	〃
井上陽之助	八頭郡郡家町大字郡家39	井上歯科医院	八頭郡郡家町大字郡家647	居宅療養管理指導	〃
伊奈垣学	鳥取市吉成1014	いながき歯科医院	鳥取市秋里398 - 8	居宅療養管理指導	平成14年8月1日
医療法人よろず医院 理事長 萬秀男	鳥取市美萩野一丁目118 - 4	医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目118 - 4	訪問看護	〃
有限会社きしだ 代表取締役 岸田茂	八頭郡郡家町大字宮谷221 - 2	きしだ薬局	八頭郡郡家町大字宮谷221 - 2	居宅療養管理指導	〃
岸本匡史	八頭郡郡家町大字福本2 - 11	岸本歯科医院	八頭郡郡家町大字福本2 - 11	〃	〃
都橋伸江	八頭郡智頭町大字智頭1811 - 13	都橋歯科駅前医院	八頭郡智頭町大字智頭1811 - 13	〃	〃
有限会社ひだまり薬局 取締役 齋藤直美	米子市安倍40 - 3	ひだまり薬局	米子市安倍40 - 3	〃	〃
宮本二郎	岩美郡福部村大	福部村診療所宮本医	岩美郡福部村大字	訪問看護	平成14年

	字海士359 - 7	院	海士359 - 7		9月25日
長谷川千鳥	米子市富益町 4340	大崎薬局	米子市大崎1734 - 5	居宅療養管理 指導	平成14年 9月13日

鳥取県告示第643号

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
医療法人アスピオス 理事長 村江正名	鳥取市吉方温泉 一丁目653	介護老人保健施設ま さたみの郷	鳥取市杉崎596	通所リハビリ テーション、 短期入所療養 介護	平成14年 7月25日

鳥取県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人アスピオス 理事長 村江正名	鳥取市吉方温泉町一丁目 653	介護老人保健施設まさ たみの郷	鳥取市杉崎596	平成14年 7月25日

鳥取県告示第645号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

ホームセンターコーナン米子店 (仮称)

米子市河崎3292 - 1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 疋田耕造

大阪府堺市鳳東町四丁401 - 1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 8月14日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,226.26㎡

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 702台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 230台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 304㎡

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 28.0㎡

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平日 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時

休日 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平日 午前6時30分から午後9時30分まで

休日 午前8時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前0時から午後24時まで

- 7 届出年月日

平成14年12月13日

- 8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

- 9 縦覧に供する期間

平成14年12月27日から 4月間

- 10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第646号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区 分	頭 数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡大山町上野485	平成14年12月17日

鳥取県告示第647号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成14年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調 査 地 域	調 査 期 間	調 査 面 積 (平方キロメートル)
倉 吉 市	変更前	倉吉市大立及び河来見の各一部	平成15年3月31日まで	2.33
	変更後	〃	〃	2.36
三 朝 町	変更前	東伯郡三朝町大字大柿、大字恩地、大字助谷、大字福山、大字久原、大字曹源寺、大字上西谷、大字福本、大字笏賀及び大字穴鴨の各一部	〃	3.97
	変更後	東伯郡三朝町大字大柿、大字恩地、大字助谷、大字福山、大字久原、大字曹源寺、大字上西谷、大字福本及び大字笏賀の各一部	〃	3.64
赤 碕 町	変更前	東伯郡赤碕町大字出上、大字八幡、大字赤碕及び大字勝田の各一部	〃	2.06
	変更後	〃	〃	2.20

岸 本 町	変更前	西伯郡岸本町番原、久古、大原、清原、真野、 口別所及び吉定の各一部	〃	1.38
	変更後	西伯郡岸本町番原、久古、大原、清原、真野、 口別所、吉定及び福岡の各一部	〃	1.78
淀 江 町	変更前	西伯郡淀江町大字西原、大字中西尾、大字本 宮、大字西尾原、大字福井、大字福頼及び大 字平岡の各一部	〃	1.45
	変更後	西伯郡淀江町大字中西尾、大字本宮、大字西 尾原及び大字平岡の各一部	〃	1.17
中 山 町	変更前	西伯郡中山町束積、羽田井、栄田、田中、下 市及び殿河内の各一部	〃	1.78
	変更後	〃	〃	2.11

鳥取県告示第648号

平成15年度及び16年度において県が締結する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたとので、告示する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務ごとに付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請の日までに営業（合併、営業譲渡等に係る従前の営業を含む。）開始後1年を経過していること。
- (3) 平成14年10月1日の直前の営業年度（以下「直前1年」という。）又は同日から申請の日までに入札参加資格を希望する業務について契約実績があること。
- (4) 2（1）サ又はシに掲げる納税証明書に未納税額がないこと。
- (5) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による測量業者としての登録

イ 建築関係の建設コンサルタント業務の建築一般の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定による建築士事務所の登録

ウ 補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による不動産鑑定業者の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 総括表（様式第2号）

ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）

エ 測量等実績調書（様式第4号）

オ 技術者経歴書（様式第5号）

カ 法人にあっては直前1年の貸借対照表、損益計算書、完成測量（業務、調査）原価報告書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあっては直前1年の貸借対照表、損益計算書及び完成測量（業務、調査）原価報告書

キ 法人にあっては商業登記簿の謄本、個人にあってはその者の住民票の抄本

ク 1の(7)に掲げる登録をしている場合にあっては、その登録の証明書

ケ 入札参加等の権限の委任状（年間委任の場合に限る。）

コ 技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、登録を受けている者が所属している場合にあっては、その登録証の写し

サ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。シにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。シにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも平成14年4月1日以降に交付されたものに限る。）

シ サに該当しない者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）（いずれも平成14年4月1日以降に交付されたものに限る。）

なお、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の定めるところにより登録を受けた者にあっては、エからカまでの書類については、これらの規程の定めるところにより国土交通大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しをもって代えることができる。

(2) 提出期限

平成14年12月27日（金）から平成15年1月31日（金）まで（一般競争入札の参加資格を希望する者にあっては、知事が別に定める期間）とする。

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること（郵送の場合は、平成15年1月31日（金）までの消印のあるもの限り、受け付ける。）。

(4) 提出先

鳥取県国土整備部管理課建設業係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7347）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成14年10月1日以後に会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、これを付与された日から平成17年3月31日（平成17年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等の告示が平成17年2月1日までに終わっていない場合は、当該告示の日から起算して60日を経過した日）までとする。

様式第1号

測量等業務入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

鳥取県知事 様

平成15年度及び平成16年度において、鳥取県が締結する測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

申 請 者	郵便番号				-					
	住所又は主たる 事務所の所在地									
	フリガナ 商号又は名称									
	フリガナ 代表者職氏名	(役職)	(氏名)						印	
	電話番号				ファクシミリ番号					

様式第5号

技 術 者 経 歴 書

(希望業種区分)

氏 名	法令による免許等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	名 称	取 得 年 月 日		
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月

記載要領

- この表は、入札参加資格を希望する業種の各別に作成すること。また、「氏名」の記載は、主たる事務所又は登録営業所ごとにまとめて行い、その直前に、かっこ書きで当該事務所又は営業所名を記載すること。
- 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例： 建築士、 土木施工管理技士)
- 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

鳥取県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年12月27日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岸本江府線	日野郡江府町大字吉原字袋原1707 - 2地先から同大字字下久那谷1620 - 16地先まで	変更前	3.5 ~ 14.0	1,056.0
		変更後	10.0 ~ 90.0	1,609.0
新見日南線	日野郡日南町生山字板井谷山601 - 7地先から同町生山字上町850地先まで	変更前	7.5 ~ 20.0	271.0
		変更後	9.0 ~ 46.0	205.0

鳥取県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の共用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年12月27日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
岸本江府線	日野郡江府町大字吉原字袋原1707 - 2地先から同大字字下久那谷1620 - 16地先まで	平成14年12月27日
新見日南線	日野郡日南町生山字板井谷山601 - 7地先から同町生山字上町850地先まで	〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第29号

平成15年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成14年12月27日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

平成15年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	60人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	80人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	60人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

平成15年4月2日（水）から同月4日（金）まで。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、平成15年4月3日（木）までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時

平成15年4月9日（水）午前9時から（午前8時30分までに集合すること。）

(2) 場所

各募集高等学校

(3) 学力検査の教科

国語（国語 及び国語 ）、数学（数学 ・数学A及び数学 ・数学B）及び英語（英語 及び英語 ）

6 合格者の発表

平成15年4月11日（金）正午、各募集高等学校に合格者の受検番号を掲示する。

7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

(1) 開示請求ができる期間
平成15年4月11日(金)から1月間

(2) 開示する場所
各募集高等学校

8 注意事項

- (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

9 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期及び第2学期の2期とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月27日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第8号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
	略		米子市のうち 博労町四丁目、勝田町、車尾、車尾一丁目、車尾二丁目、車尾三丁目、 <u>車尾四丁目</u> 、 <u>車尾五丁目</u> 、 <u>車</u>		略		米子市のうち 博労町四丁目、勝田町、車尾、車尾一丁目、車尾二丁目、車尾三丁目、 <u>車尾五丁目</u> 、 <u>車尾南一丁目</u> 、

鳥 取 県 米 子 警 察 署	東福原 交番	米子市東 福原一丁 目	尾六丁目、車尾七丁目、 車尾南一丁目、東福原 一丁目、東福原二丁目、 東福原三丁目、東福原 四丁目、東福原五丁目、 西福原一丁目、西福原 二丁目、西福原三丁目、 西福原四丁目、西福原 五丁目、西福原の一部 (米川以南)、観音寺、 観音寺新町一丁目、観 音寺新町二丁目、観 音寺新町三丁目、観 音寺新町四丁目、観 音寺新 町五丁目、中島一丁目、 中島二丁目	鳥 取 県 米 子 警 察 署	東福原 交番	米子市東 福原一丁 目	東福原一丁目、東福原 二丁目、東福原三丁目、 東福原四丁目、東福原 五丁目、西福原一丁目、 西福原二丁目、西福原 三丁目、西福原四丁目、 西福原五丁目、西福原 の一部(米川以南)、 観音寺、観音寺新町一 丁目、観音寺新町二丁 目、観音寺新町三丁目、 観音寺新町四丁目、観 音寺新町五丁目、中島 一丁目、中島二丁目
			略				略
	略	略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県地域衛星通信ネットワーク整備工事（第1期）及び鳥取県地域衛星通信ネットワーク定期保守点検委託 一式

(2) 調達案件の概要

大規模災害発生時における非常時連絡手段を確保するための人工衛星を利用した防災行政無線に必要な衛星通信設備の製作、据付け及び調整工事並びに、同設備の設置完了後年1回の定期保守点検業務。

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 工事の工期

平成15年3月から平成17年2月28日まで

(5) 委託期間及び回数

平成18年4月3日から平成21年3月20日まで 年1回(計3回)

(6) 工事及び委託に係る場所

鳥取市東町一丁目271ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法(昭和24年法律100号)第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 平成14年12月27日(金)から平成15年1月28日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 元請又は共同企業体の構成員として、過去10年間に国又は都道府県において本件工事と同種の工事の施工実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資費率20%以上の場合のものに限る。)

(5) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

ア 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

イ 主任技術者にあつては、電気通信工事業に係る主任技術者資格を有する者であること。

3 資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災危機管理課 電話 0857-26-7873

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成14年12月27日(金)から平成15年1月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札執行の日時

平成15年1月28日(火)午後1時30分

(2) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第5会議室(本庁舎地階)

(3) 郵送による入札

不可とする。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「建設工事執行規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 入札に当たっての留意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を、鳥取県地域衛星通信ネットワーク整備工事（以下「工事」という。）及び鳥取県地域衛星通信ネットワーク定期保守点検委託（以下「委託」という。）の設計金額の比率より按分し、それぞれの金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ アの設計金額の比率は、工事を96パーセント、委託を4パーセントとする。入札書に記載された金額を按分したことによって、1円未満の端数が生じたときは、工事に係る按分額に生じた端数金額を切り上げ、委託に係る按分額に生じた端数金額を切り捨てるものとする。

ウ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

エ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

オ その他建設工事執行規則、会計規則及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約金額

落札者は、工事及び委託のそれぞれについて契約を締結するものとし、それぞれの契約金額は、入札書に記載された金額を6(7)イにより按分し、それぞれの額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(4) 契約保証金

落札者は、工事及び委託に係る契約の締結と同時に、それぞれ契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 会計規則第113条に規定する契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(5) 建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払、同条第2項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

3に同じ

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。

(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会は、行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取情報ハイウェイ整備工事 (県庁～東部総合事務所、南隈～吉成他)

(2) 工事場所 鳥取県東部地域

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取情報ハイウェイ整備工事の鳥取県東部地域幹線部分のうち、県庁から東部総合事務所までの間及び鳥取市南隈から同市吉成までの間に光ケーブルを敷設するものである。

(4) 工事の概要

ア 管路内光ケーブル敷設工事 (ケーブル仕様SM - 100C、SM - 80C、SM - 40C、SM - 16C) 10キロメートル

イ 光ケーブル架渉工事 (ケーブル仕様SM - 100C - SSD、SM - 100C) 2キロメートル

(5) 工 期 平成15年2月から平成15年6月30日まで

(6) 予定価格 81,211,200円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 電気通信工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、通信設備工事に係るものを有すること。

(4) 平成14年12月27日 (金) 平成15年1月10日 (金) までの間いずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加者指名停止措置要項に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 平成14年4月1日 (月) から平成15年1月10日 (金) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月

30日までの間にあるものに限る。)の結果における電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。

- (7) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している電気通信工事で、管路内に光ケーブルを10キロメートル以上敷設したもの(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年12月27日(金)から平成15年1月10日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次のより直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年12月27日(金)から平成15年1月10日(金)までの日(平成14年12月28日(土)から平成15年1月5日(日)までの間を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されると

は限らない。

- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 一般県道上井北条線緊急地方道路整備工事（道路改良）「小田橋詳細設計委託」
- (2) 業務内容
本件業務は、倉吉市天神町及び小田東地内の一般県道上井北条線の橋りょう部分に係る詳細設計業務である。
- (3) 業務の概要
橋りょう詳細設計
橋 長 311m
上部工 7 経間連続^{ぼんけた}鋼桁橋
下部工 逆T式橋台 2基
張出式橋脚 6基
基礎工 場所打杭 8基
仮設工 土留工（2段）2基
土留工（3段）5基
- (4) 履行期間 平成15年1月から同年3月20日まで
- (5) 予定価格 54,256,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成14年12月27日（金）平成15年1月10日（金）までの間いずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要項に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している連続^{ぼんけた}鋼桁橋の橋りょう上部工に係る詳細設計業務及び杭基礎工を有する橋りょう下部工に係る詳細設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (5) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有する者にあつては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の

要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有しない者にあつては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(7) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。

ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年12月27日（金）から平成15年1月10日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次のより直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年12月27日（金）から平成15年1月10日（金）までの日（平成14年12月28日（土）から平成15年1月5日（日）までの間を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 県立皆生小児療育センター改築工事設計委託

(2) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同設計により、米子市上福原の県立皆生小児療育センターのア及びイに掲げる建物の新築工事に係る基本設計及び実施設計業務（建築設備工事、外構工事及びウに掲げる既存建物等の解体工事に係るものを含む。）を行うものである。

ア 本体建物 鉄筋コンクリート造平家建一部2階建

延べ面積 7,726.5㎡

イ 車庫棟 鉄骨造平家建

延べ面積 120.0㎡

ウ 既存建物等

(ア) 本館 鉄筋コンクリート造平家建

延べ面積 3,368.3㎡

(イ) 看護婦寄宿舎 木造2階建

延べ面積 442.6㎡

(ウ) 渡廊下 木造平屋建

延べ面積 52.7㎡

(エ) ボイラー室 鉄筋コンクリート造平家建

延べ面積 84.5㎡

(オ) 車庫、倉庫その他建物 延べ面積 147.6㎡

(カ) ブロック塀、屋外訓練場土間その他外部工作物

(3) 履行期間 平成15年1月から同年11月20日まで

(4) 予定価格 96,188,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成された者であること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者である

こと。

ウ 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

エ 平成14年12月27日（金）から平成15年1月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建築士法第4条の規定による一級建築士の免許を受けている者を5名以上有すること。

イ 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第19項に規定する介護保険施設である建築物であって1棟の延べ面積が3,000平方メートル以上のもの（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。）の建築設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

ウ 本件業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として10年以上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

建築士法第4条の規定による一級建築士の免許を受けている者を4名以上有すること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成14年12月27日（金）から平成15年1月10日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年12月27日（金）から平成15年1月10日（金）までの日（平成14年12月28日（土）から平成15年1月5日（日）までの間を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市菟町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(4)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 県営汗入2期地区農免農道（7号橋）実施設計業務
- (2) 業務内容
本件業務は、県営汗入2期地区農道事業で建設される農道の7号橋部分に係る詳細設計業務である。
- (3) 業務の概要
橋りょう上部工及び下部工詳細設計
設 計 荷 重 A活荷重
上部工形式 3 経間連続非合成^{ばんけた}鋳桁橋
下部工形式 逆T式橋台 2基
張出式橋脚 2基
基礎工形式 深礎杭 8基
橋 長 L=108.0m
支 間 長 41.0m + 33.0m × 2
幅 員 全体 W=7.7m（内訳 車道2.75m × 2、路肩0.5m × 2、地覆0.6m × 2）
平 面 線 形 曲線橋（R = 1,200m）
- (4) 履行期間 平成15年1月から同年3月25日まで
- (5) 予定価格 23,142,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成14年12月27日（金）平成15年1月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要項に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している連続^{ばんけた}鋳桁橋の橋りょう上部工に係る詳細設計業務及び杭基礎工を有する橋りょう下部工に係る詳細設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (5) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有する者において

は、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有しない者にあつては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(7) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。

ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年12月27日（金）から平成15年1月10日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年12月27日（金）から平成15年1月10日（金）までの日（平成14年12月28日（土）から平成15年1月5日（日）までの間を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されとは限らない。

- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。